

都市公園内倉庫等設置許可運用要領

(目的)

第1条 この要領は、都市公園内倉庫等設置許可取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その適切な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 各倉庫を設置するため、都市公園法（以下「法」という。）第5条第1項に基づく許可申請を行うにあたって、次の各号に該当する書類を提出しなければならない。

- (1) 公園施設設置・管理許可申請書（大阪市公園条例施行規則第3条関係第2号様式）
- (2) 設置申請箇所の位置図、申請物件の詳細図等（様式1）
- (3) 都市公園内倉庫等利用計画表（様式2）
- (4) 申請団体の会則等
- (5) 公園愛護会制度に基づく愛護会の同意書（清掃用具庫を設置する場合に限る。ただし、公園愛護会の申請時を除く）
- (6) 倉庫内保管物件一覧表（様式3）
- (7) 建築確認通知書（ただし、建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。）
- (8) その他、倉庫設置にあたって必要であると認められる書類

2 設置者は、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、速やかに変更の内容について書面で、当該公園を所管する公園事務所等（以下「公園事務所等」という。）に申請しなければならない。

3 設置者は、各倉庫の設置工事等を完了したときは、速やかに検査を行い、所管行政庁から検査済証等の交付を受けるなどした場合は、速やかに公園事務所等に届け出なければならない。

(許可期間等)

第3条 許可の期間は原則として3年以内とし、更新を可能とする。更新する場合は、許可期間満了の30日前までに公園事務所等に申請しなければならない。

(設置面積等)

第4条 要綱第5条第5項に定める運動用具庫、清掃用具庫、防災倉庫、その他倉庫（以下「各倉庫」という。）の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(保管物件)

第5条 要綱第5条第5項に定める各倉庫の保管物件は、別表第2のとおりとする。

(点検等)

第6条 設置者は、公園管理者から報告を求められた場合は、各倉庫の設置状況についての安全確認及び保管物件の確認を行い、その都度報告しなければならない。

(苦情等の処理)

第7条 設置者等は、設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは内容等について記録し、速やかに公園事務所等に文書にて報告のうえ、その指示に従わなければならない。

(原状回復)

第8条 設置者は、設置を終える際には、公園事務所と協議のうえ、速やかに原状に回復しなければならない。

(経費の負担)

第9条 設置者は、要綱第14条に定める経費のほか、倉庫を移設する場合及び原状回復等にかかる経費を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、建設局総務部管理課長の決するところによる。

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

この改正要領は、平成26年10月31日から施行する。

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。

許可基準別表第1

《公園規模等、床面積、高さ》

| | 公園規模等 | 床面積 | 高さ |
|-------|--------------------------------|--------------------------|---------|
| 運動用具庫 | グラウンド等 2,500 m ² 以上 | 概ね 3.3m ² 以内 | 概ね 2m以内 |
| 清掃用具庫 | なし | 概ね 3.3m ² 以内 | |
| 防災倉庫 | ～499 m ² | 設置不可 | |
| | 500～999 m ² | 概ね 3.3 m ² 以内 | |
| | 1,000 m ² 以上 | 概ね 6.6 m ² 以内 | |
| その他倉庫 | なし | 概ね 3.3 m ² 以内 | |

※大阪市の標準は概ね 1.5m²（間口）×1.5m²（奥行き）×2m（高さ）

許可基準別表第2

《倉庫に保管することのできる物件》

| 倉庫種別 | 保管物件の種類 | |
|-------|---|--|
| 運動用具庫 | 管理備品 | 清掃用具、トンボ、ブラシなどグラウンド等を整備するための備品 |
| | スポーツ用具 | 石灰、ラインマーカー、巻尺、ネット、ポール、ベース等競技に必要な用具で使用者に貸し出すことを目的とするもの |
| | 大会等備品 | テント、机、椅子、カラーコーン、バー、その他これらに類するもの |
| 清掃用具庫 | 公園の清掃のため、通常使用すると考えられる清掃用具 | |
| 防災倉庫 | 消火器具 | 可搬式小型ポンプ、可搬ポンプ台車、放水台座、消火ホース、訓練用消火器、その他これらに類するもの |
| | 救助器具 | 大型バール、チェーンソー、大型万能ハンマー、鉄線鋏、鋸、ペンチ、救助ロープ、その他これらに類するもの |
| | 救急用具 | 担架、毛布、救助カバン、救急箱、その他これらに類するもの |
| | その他 | 防塵マスク、防塵眼鏡、レサシアン（救急用人形）、携帯用拡声器、懐中電灯、防水シート、三角バケツ、発動発電機一式、その他これらに類するもの |
| その他倉庫 | 上記各倉庫に保管される物品のほか、レクリエーション、地域交流など公園機能の増進に資すると認められる地域行事等において使用される物品 | |

都市公園内倉庫等設置箇所の詳細

| 都市公園の名称 | | |
|---------|-----|--|
| 附近見取図 | 拡大図 | |
| | | |

※附近見取図には、申請箇所の遠景を記載し、拡大図には、申請箇所の近景を記載すること。

※添付図は、住宅地図または写真とすること。

都市公園内倉庫等利用計画表

| | | | | | |
|-------------|------------|-------|-------|----------------|--|
| 都市公園の名称 | | | | | |
| 倉庫の利用に関する事項 | 種別 | | 建築確認 | 有 ・ 無 | |
| | 用途 | | 面積 | m ² | |
| | 寸法 (W×D×H) | | | | |
| | 目的 | | | | |
| | 保管物件概要 | | | | |
| | 維持管理・利用方法 | | | | |
| | 利用頻度 | 週 ・ 月 | 回 | | |
| | 利用者 | 役職等 | | 氏名 | |
| | | 役職等 | | 氏名 | |
| | | 役職等 | | 氏名 | |
| | | 役職等 | | 氏名 | |
| | | 計 | 名 | | |
| | 取扱責任者 | | 連絡先 | | |
| | 施錠管理 | 有 ・ 無 | | | |
| 表示 | 有 ・ 無 | 表示内容 | | | |
| 愛護会の同意 | 有 ・ 無 | 運用規程 | 有 ・ 無 | | |
| 利用基準 | (1) | | | | |
| | (2) | | | | |
| | (3) | | | | |
| | (4) | | | | |
| | (5) | | | | |
| | (6) | | | | |
| | (7) | | | | |
| | (8) | | | | |
| | (9) | | | | |
| | (10) | | | | |
| 備考 | | | | | |

※種別：運動用具庫、清掃用具庫、防災倉庫、その他倉庫の別。

※用途：野球・テニス等運動用、地域コミュニティ用など。

※表示：利用団体・倉庫種別等の物件への表示。

保管物件一覧表

※利用者・利用基準等については、表日に記載じざない場合は、別紙として添付すること。

| 保管物件 | 用途 | 寸法 (W×D×H) | 数量 |
|------|----|------------|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 24 | | | |
| 25 | | | |
| 26 | | | |
| 27 | | | |
| 28 | | | |
| 29 | | | |
| 30 | | | |
| 31 | | | |
| 32 | | | |
| 33 | | | |
| 34 | | | |
| 35 | | | |